



平成23年4月1日から

渡嘉敷村『環境協力税』が施行されます!

1.環境協力税の新設理由

渡嘉敷村では、これまでも集落や自然景観の美化・保全、海岸や公園などの観光資源の整備・維持に多額の費用をかけて観光産業の振興を図ってきました。しかし昨今の厳しい財政状況から経費削減の努力では、こうした費用の捻出が困難な状況であります。

そこで、観光資源の適切な維持・管理、環境美化・保全に係る費用に充てるため、その一部を入域者に負担していただく『渡嘉敷村環境協力税』を創設することとしました。

2.環境協力税の概要

課税団体	沖縄県渡嘉敷村
税目名	環境協力税(法定外目的税)
課税客体	旅客船等により渡嘉敷村に入域する行為
税収の用途	環境美化・環境の保全、観光施設の維持整備に係る費用
課税標準	旅客船等により渡嘉敷村に入域する回数
納税義務者	旅客船等により渡嘉敷村に入域する者
税率	1回の入域につき100円を徴収する
徴収方法	特別徴収
収入見込額	1千万円
非課税事項	地方税法第292条第1項第9号の適用を受ける障害者
	中学生以下の者
徴税費用見込額	年間:30万円
課税を行う期間	条例施行後、必要に応じて見直しを行うこととする規定有り



皆様のご理解とご協力をお願いします!

